

変更・廃止・休止・再開・加算における必要な添付書類一覧（訪問入浴・介護予防訪問入浴）

※下記一覧はあくまで参考であり、条件によって追加の書類が必要となる場合もあります

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類

●印は、加算をとる場合に必要となる書類（加算がとれなくなる場合は不要）

変更があった事項 チエック ↓ 提出書類	法人に関する変更		事業所に関する変更										加算				休止	再開	廃止					
	法人の名称・所在地・代表者	法人の電話番号・FAX番号	事業所の電話番号・FAX番号	事業所又は施設の建物の構造・専用区画等	協力医療機関	管理者に関する変更	事業所の名称	事業所の所在地	営業日・営業時間	従業員の変更	利用料	通常の実施地域	高齢者虐待防止措置実施	中山間地域の小規模事業所	認知症専門ケア加算	看取り連携体制加算	サービス提供体制強化加算	介護職員処遇改善加算 介護職員等ベースアップ等支援	介護職員等特定処遇改善加算 介護職員等ベースアップ等支援	休止	休止から再開	事業の廃止		
																							注9	注9
変更届出書（様式第1号（5））	○注9	○	○	○	○	○注9	○	○注10	○	○注11	○	○										○		
法人の登記事項証明書の写し	○																							
事業所一覧	○注2	○注2																						
運営規程の新旧対照表（参考様式10）								○	○	○	○注1	○	○										△	
運営規程							○	○	○	○注1	○	○											○	
「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」（参考様式1）【変更日から4週間分】 ※他の事業所に兼務の場合は、「兼務先及び兼務する職種の内容」の欄に「兼務先、職務の内容、週時間」を記載						○注3 注4			○	○注1													○	
辞令、雇用契約書、労働条件通知書又は給与台帳の写し等の雇用関係がわかるもの						○注4																		
資格証明書（写）（婚姻等により姓が異なる場合は、戸籍抄本等の確認ができる書類を添付）【合格証書は不可】									○注1								●							
・事業所の平面図（専用区画変更の場合は変更前も添付） ・主たる場所の写真			○					○																
賃貸借契約書、法人所有の場合は所有関係が分かるもの（不動産の登記事項証明書、固定資産税納税通知書の写し等）			○注5					○																
協定書・連携契約書（診療科目が分かるものを添付）				○																				
介護給付費算定に係る届出書（別紙2）													○	○	○	○	○	○	○					
介護給付費算定に係る一覧表（別紙1、別紙1-2） ※変更部分にのみ「あり」「なし」を記載すること													○	○	○	○	○	○	○					
サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙14）																		●						
サービス提供体制強化加算計算書（別添3-1又は3-2）																		●						
看取り連携体制加算に係る届出書（別紙13）																		●						
中山間地域の小規模事業所（規模）（別添13）													●											
認知症専門ケア加算に係る届出（別紙12）														●										
休止届出書（様式第1号（7））																						○注6		
・事業再開に向けての取組状況を記載した書類（任意様式） ・利用者の引継状況が分かる書類（任意様式） ・休止および廃止における誓約書（参考様式13） ・職員の募集広告等																						○注6		
再開届出書（様式第1号（6））																							○	
廃止届出書（様式第1号（7））																							○	
・利用者の引継状況が分かる書類（任意様式） ・休止および廃止における誓約書（参考様式13） ・指定（更新）通知書の原本																							○	
・介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算実績報告書の提出に関する誓約書（別紙様式6）																						○注7		○注7

注1）人員変更は特例措置があります。詳しくは、介護保険指定・指導グループHP又は事業者講習会資料を参照してください。
 注2）同一法人に複数の事業所がある場合は、事業所一覧を添付し、高齢福祉課及び2福祉相談センターのうち、関係する全機関に届出てください。
 注3）運営規程に兼務関係の記載がある場合、兼務関係に変更があったときは、運営規程の当該部分を変更する必要があります。
 注4）住所及び氏名（婚姻等による）の変更の場合は、添付する必要はありません。
 注5）不動産の権利関係の変更を伴わない場合は、添付する必要はありません。
 注6）休止届は、やむをえず人員基準等を満たさなくなりましたが、法人として事業継続の意思がある場合に行なう届出（最長6か月）であり、状況によっては、休止届に該当しない場合もありますので十分検討してください。
 注7）介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算を算定している場合に提出してください。
 注8）介護保険指定・指導グループのHP、「変更及び加算の届出について」の該当箇所をご覧ください。
 注9）法人の代表者又は管理者を変更する場合は「3変更の内容」に法人代表者又は管理者の氏名（ふりがな記載）、生年月日、郵便番号、住所を必ず記載してください。
 注10）市郡を超える移転の場合は図面相談の上、変更日の前々月末日までに変更届を提出してください。なお場合によって追加資料を求められることがあります。
 注11）別添3の作成にあたっては、根拠資料（介護職員の氏名・資格取得日・入職日等の一覧、資格証等）を作成・保管してください。この根拠資料は添付不要ですが、県からの求めがあった場合には、速やかに提出してください。
 ※届出書の控え（コピー）は必ず事業所で保管してください

変更・廃止・休止・再開・加算における必要な添付書類一覧（訪問看護・介護予防訪問看護）

※下記一覧はあくまで参考であり、条件によって追加の書類が必要となる場合もあります

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類

●印は、加算をとる場合に必要となる書類（加算がとれなくなる場合は不要）

変更があった事項	法人に関する変更		事業所に関する変更										加算	中止	再開	廃止								
	法人の名称・所在地・代表者	法人の電話番号・FAX番号	事業所の電話番号・FAX番号	事業所又は施設の建物の構造・専用区画等	管理者に関する変更	事業所の名称	事業所の所在地	営業日・営業時間	運営規程			通常の実施地域					看護体制強化加算	緊急時対応加算 ・緊急時訪問看護加算 ・特別管理体制 ・ターミナルケア加算（介護給付）	サービス提供体制強化加算	中山間地域の小規模事業所	定期巡回・随時対応型訪問看護連携	休止	休止から再開	事業の廃止
									従業員の変更	利用料	注1													
チェック ↓ 提出書類																								
変更届出書（様式第1号(5)）	○注7	○	○	○	○注7	○	○注8	○	○注1	○	○					○		○						
法人の登記事項証明書の写し	○																							
事業所一覧	○注2	○注2																						
運営規程の新旧対照表（参考様式10）						○	○	○	○注1	○	○					○		△						
運営規程						○	○	○	○注1	○	○					○		○						
「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」（参考様式1） 【変更日から4週間分】 ※他の事業所に兼務の場合は、「兼務先及び兼務する職種の内容」の欄に「兼務先、職務の内容、週時間」を記載					○注3 ○注4			○	○注1										○					
関係法令を遵守する旨の誓約書（参考様式7）					○注4																			
辞令、雇用契約書、労働条件通知書又は給与台帳の写し等の雇用関係がわかるもの					○注4																			
資格証明書(写)（婚姻等により姓が異なる場合は、戸籍抄本等の確認ができる書類を添付）【合格証書は不可】					○注4				○注1															
・事業所の平面図（専用区画変更の場合は変更前も添付） ・主たる場所の写真				○				○																
賃貸借契約書、法人所有の場合は所有関係が分かるもの（不動産の登記事項証明書、固定資産税納税通知書の写し等）				○注5				○																
介護給付費算定に係る届出書（別紙2）												○	○	○	○	○								
介護給付費算定に係る一覧表（別紙1、別紙1-2）※変更部分にのみ「あり」「なし」を記載すること												○	○	○	○	○								
看護体制強化加算に係る届出書（別紙19）												●												
緊急時訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア加算届出書（別紙16）													●											
定期巡回・随時対応型訪問看護事業所連携に係る届出書（別紙15）																●								
サービス提供体制強化加算届出書（別紙14-2）																●								
サービス提供体制強化加算計算書（別添4）																●注9								
中山間地域の小規模事業所（規模）（別添13）																●								
休止届出書（様式第1号(7)）																		○注6						
・事業再開に向けての取組状況を記載した書類（任意様式） ・利用者の引継状況が分かる書類（任意様式） ・休止および廃止における誓約書（参考様式13） ・職員の募集広告等																		○注6						
再開届出書（様式第1号(6)）																			○					
廃止届出書（様式第1号(7)）																				○				
・利用者の引継状況が分かる書類（任意様式） ・休止および廃止における誓約書（参考様式13） ・指定(更新)通知書の原本																				○				

注1）人員変更は特別措置があります。詳しくは、介護保険指定・指導グループHP又は事業者講習会資料を参照してください。

注2）同一法人に複数の事業所がある場合は、事業所一覧を添付し、高齢福祉課及び2福祉相談センターのうち、関係する全機関に届出てください。

注3）運営規程に兼務関係の記載がある場合、兼務関係に変更があったときは、運営規程の当該部分を変更する必要があります。

注4）住所及び氏名（婚姻等による）の変更の場合は、添付する必要はありません。

注5）不動産の権利関係の変更を伴わない場合は、添付する必要はありません。

注6）休止届は、やむをえず人員基準等を満たさなくなったが、法人として事業継続の意思がある場合に行なう届出（最長6か月）であり、状況によっては、休止届に該当しない場合もありますので十分検討してください。

注7）法人の代表者又は管理者を変更する場合は「3変更の内容」に法人代表者又は管理者の氏名（ふりがな記載）、生年月日、郵便番号、住所を必ず記載してください。

注8）市郡を超える移転の場合は図面相談の上、変更日の前々月末日までに変更届を提出してください。なお場合によって追加資料を求められることがあります。

注9）別添4の作成にあたっては、根拠資料（職員の氏名・入職日等の一覧等）を作成・保管してください。この根拠資料は添付不要ですが、県からの求めがあった場合には、速やかに提出してください。

※届出書の控え（コピー）は必ず事業所で保管してください

変更・廃止・休止・再開・加算における必要な添付書類一覧（訪問リハ・介護予防訪問リハ）

※下記一覧はあくまで参考であり、条件によって追加の書類が必要となる場合もあります

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類

●印は、加算をとる場合に必要となる書類（加算がとれなくなる場合は不要）

チェック ↓	変更があった事項 提出書類	事業所に関する変更										加算					休止	再開	廃止	
		法人に関する変更		運営規程						介護給付のみ			特別地域加算	中山間地域の小規模事業所	サービス提供体制強化加算					
		法人の名称・所在地・代表者	法人の電話番号・FAX番号	事業所の電話番号・FAX番号	事業所又は施設の建物の構造・専用区画等	管理者に関する変更	事業所の名称	事業所の所在地	営業日・営業時間	従業員の変更	利用料	通常の実施地域				※LIFE関連加算				リハビリテーションマネジメント加算
変更届出書（様式第1号(5)）	○注6	○	○	○	○注6	○	○注7	○	○注1	○	○								○	
法人の登記事項証明書の写し	○																			
事業所一覧	○注2	○注2																		
運営規程の新旧対照表（参考様式10）						○	○	○	○注1	○	○									△
運営規程						○	○	○	○注1	○	○									○
「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」（参考様式1）【変更日から4週間分】 ※他の事業所に兼務の場合は、「兼務先及び兼務する職種の内容」の欄に「兼務先、職務の内容、週時間」を記載					○注3 ○注4			○	○注1											○
辞令、雇用契約書、労働条件通知書又は給与台帳の写し等の雇用関係がわかるもの					○注4															
資格証明書(写)（婚姻等により姓が異なる場合は、戸籍抄本等の確認ができる書類を添付）【合格証明書は不可】									○注1											
・事業所平面図（専用区画変更の場合は変更前も添付） ・主たる場所の写真				○																
介護給付費算定に係る届出書（別紙2）												○	○	○	○	○				
介護給付費算定に係る一覧表（別紙1、別紙1-2） ※変更部分にのみ「あり」「なし」を記載すること												○	○	○	○	○				
サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙14-2）																				●
訪問リハビリテーション事業所における移行支援加算に係る届出（別紙20）																				●
移行支援加算計算書（別添22）																				●
中山間地域の小規模事業所（規模）（別添13）																				●
休止届出書（様式第1号(7)）																				○注5
・事業再開に向けての取組状況を記載した書類（任意様式） ・利用者の引継状況が分かる書類（任意様式） ・休止および廃止における誓約書（参考様式13） ・職員の募集広告等																				○注5
再開届出書（様式第1号(6)）																				○
廃止届出書（様式第1号(7)）																				○
・利用者の引継状況が分かる書類（任意様式） ・休止および廃止における誓約書（参考様式13） ・指定（更新）通知書の原本（みなし指定を除く）																				○

注1）人員変更は特例措置があります。詳しくは、介護保険指定・指導グループHP又は事業者講習会資料を参照してください。

注2）同一法人に複数の事業所がある場合は、事業所一覧を添付し、高齢福祉課及び2福祉相談センターのうち、関係する全機関に届出てください。

注3）運営規程に兼務関係の記載がある場合、兼務関係に変更があったときは、運営規程の当該部分を変更する必要があります。

注4）住所及び氏名（婚姻等による）の変更の場合は、添付する必要はありません。

注5）休止届は、やむをえず人員基準等を満たさなくなったが、法人として事業継続の意思がある場合に行なう届出（最長6か月）であり、状況によっては、休止届に該当しない場合もありますので十分検討してください。

注6）法人の代表者又は管理者を変更する場合は「3変更の内容」に法人代表者又は管理者の氏名（ふりがな記載）、生年月日、郵便番号、住所を必ず記載してください。

注7）市郡を超える移転の場合は図面相談の上、変更日の前々月末日までに変更届を提出してください。なお場合によって追加資料を求めることがあります。

※届出書の控え（コピー）は必ず事業所で保管してください

変更・廃止・休止・再開・加算における必要な添付書類一覧（福祉用具貸与・販売、介護予防福祉用具貸与・販売）

※下記一覧はあくまで参考であり、条件によって追加の書類が必要となる場合もあります

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類

●印は、加算をとる場合に必要となる書類（加算がとれなくなる場合は不要）

チェック ↓ 提出書類	変更があった事項	法人に関する変更		事業所に関する変更										加算	休止	再開	廃止			
		法人の名称・所在地・代表者	法人の電話番号・FAX番号	事業所の電話番号・FAX番号	専用区画等	管理者に関する変更	事業所の名称	事業所の所在地	営業日・営業時間	運営規程								消毒・保管方法の変更（委託先変更に含む）	取り扱う種目	中山間地域の小規模事業所
										従業員の変更	利用料	通常の実施地域	消費保管理							
	変更届出書（様式第1号(5)）	○注9	○	○	○	○注9	○	○注10	○	○注1	○	○	○	○				○		
	法人の登記事項証明書の写し	○																		
	事業所一覧	○注2	○注2																	
	運営規程の新旧対照表（参考様式10）						○	○	○	○注1	○	○	○	○				△		
	運営規程						○	○	○	○注1	○	○	○	○				○		
	料金表・パンフレット										○			○				△		
	「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」（参考様式1） 【変更日から4週間分】 ※他の事業所に兼務の場合は、「兼務先及び兼務する職種の内容」の欄に「兼務先、職務の内容、週時間」を記載					○注3 注4			○	○注1								○		
	辞令、雇用契約書、労働条件通知書又は給与台帳の写し等の雇用関係がわかるもの					○注4														
	資格証明書（写）（婚姻等により姓が異なる場合は、戸籍抄本等の確認ができる書類を添付）【合格証書は不可】									○注1										
	・事業所の平面図（専用区画変更の場合は変更前も添付） ・主たる場所の写真				○			○						○注5						
	賃貸借契約書、法人所有の場合は所有関係が分かるもの（不動産の登記事項証明書、固定資産税納税通知書の写し等）				○注6			○												
	委託契約書（写）													○注7						
	標準作業書													○						
	介護給付費算定に係る届出書（別紙2）														○					
	介護給付費算定に係る一覧表（別紙1・別紙1-2） ※変更部分にのみ「あり」「なし」を記載すること														○					
	中山間地域の小規模事業所（規模）（別添13）														●					
	休止届出書（様式第1号(7)）																○注8			
	・事業再開に向けての取組状況を記載した書類（任意様式） ・利用者の引継状況が分かる書類（任意様式） ・休止および廃止における誓約書（参考様式13） ・職員の募集広告等																○注8			
	再開届出書（様式第1号(6)）																	○		
	廃止届出書（様式第1号(7)）																	○		
	・利用者の引継状況が分かる書類（任意様式） ・休止および廃止における誓約書（参考様式13） ・指定（更新）通知書の原本																	○		

注1）人員変更は特例措置があります。詳しくは、介護保険指定・指導グループHP又は事業者講習会資料を参照してください。

注2）同一法人に複数の事業所がある場合は、事業所一覧を添付し、高齢福祉課及び2福祉相談センターのうち、関係する全機関に届出てください。

注3）運営規程に兼務関係の記載がある場合、兼務関係に変更があったときは、運営規程の当該部分を変更する必要があります。

注4）住所及び氏名（婚姻等による）の変更の場合は、添付する必要はありません。

注5）消毒・保管について、自社で行っている場合は自社の保管場所について、委託により行っている場合は委託先の保管場所について添付してください。

注6）不動産の権利関係の変更を伴わない場合は、添付する必要はありません。

注7）消毒・保管について、委託により行っている場合に添付してください。

注8）休止届は、やむをえず人員基準等を満たさなくなりましたが、法人として事業継続の意思がある場合に行なう届出（最長6か月）であり、状況によっては、休止届に該当しない場合もありますので十分検討してください。

注9）法人の代表者又は管理者を変更する場合は「3変更の内容」に法人代表者又は管理者の氏名（ふりがな記載）、生年月日、郵便番号、住所を必ず記載してください。

注10）市郡を超える移転の場合は面面相談の上、変更日の前々月末日までに変更届を提出してください。なお場合によって追加資料を求められることがあります。

※届出書の控え（コピー）は必ず事業所で保管してください

変更・廃止・休止・再開・加算における必要な添付書類一覧（居宅療養管理・介護予防居宅療養管理）

※下記一覧はあくまで参考であり、条件によって追加の書類が必要となる場合があります

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類

●印は、加算をとる場合に必要となる書類（加算がとれなくなる場合は不要）

チェック ↓	変更があった事項 提出書類	法人に関する変更		事業所に関する変更								加算		休止	再開	廃止	
		法人の名称・所在地・代表者	法人の電話番号・FAX番号	事業所の電話番号・FAX番号	事業所又は施設の使用区画等	管理者に関する変更	事業所の名称	事業所の所在地	運営規程			特別地域加算	中山間地域の小規模事業所	休止	休止から再開	事業の廃止	
									営業日・営業時間	従業員の変更	利用料						通常の実施地域
	変更届出書（様式第1号(5)）	○ 注6	○	○	○	○ 注6	○	○ 注7	○	○ 注1	○	○				○	
	法人の登記事項証明書の写し	○															
	事業所一覧	○ 注2	○ 注2														
	運営規程の新旧対照表（参考様式10）							○	○	○	○ 注1	○	○			△	
	運営規程							○	○	○	○ 注1	○	○			○	
	「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」（参考様式1）【変更日から4週間分】 ※他の事業所に兼務の場合は、「兼務先及び兼務する職種の内容」の欄に「兼務先、職務の内容、週時間」を記載					○ 注3 注4				○	○ 注1					○	
	辞令、雇用契約書、労働条件通知書又は給与台帳の写し等の雇用関係がわかるもの					○ 注4											
	資格証明書(写)(婚姻等により姓が異なる場合は、戸籍抄本等の確認ができる書類を添付)【合格証書は不可】 ・事業所の平面図(専用区画変更の場合は変更前も添付) ・主たる場所の写真				○						○ 注1						
	介護給付費算定に係る届出書（別紙2）											○	○				
	介護給付費算定に係る一覧表（別紙1、別紙1-2） ※変更部分にのみ「あり」「なし」を記載すること											○	○				
	中山間地域の小規模事業所（規模）（別添13）											●	●				
	休止届出書（様式第1号(7)）															○ 注5	
	・事業再開に向けての取組状況を記載した書類（任意様式） ・利用者の引継状況が分かる書類（任意様式） ・休止および廃止における誓約書（参考様式13） ・職員の募集広告等															○ 注5	
	再開届出書（様式第1号(6)）															○	
	廃止届出書（様式第1号(7)）																○
	・利用者の引継状況が分かる書類（任意様式） ・休止および廃止における誓約書（参考様式13） ・指定通知書の原本（みなし指定を除く）																○

注1）人員変更は特例措置があります。詳しくは、介護保険指定・指導グループHP又は事業者講習会資料を参照してください。

注2）同一法人に複数の事業所がある場合は、事業所一覧を添付し、高齢福祉課及び2福祉相談センターのうち、関係する全機関に届出てください。

注3）運営規程に兼務関係の記載がある場合、兼務関係に変更があったときは、運営規程の当該部分を変更する必要があります。

注4）住所及び氏名（婚姻等による）の変更の場合は、添付する必要はありません。

注5）休止届は、やむをえず人員基準等を満たさなくなったが、法人として事業継続の意思がある場合に行なう届出（最長6か月）であり、状況によっては、休止届に該当しない場合もありますので十分検討してください。

注6）法人の代表者又は管理者を変更する場合は「3変更の内容」に法人代表者又は管理者の氏名（ふりがな記載）、生年月日、郵便番号、住所を必ず記載してください。

注7）市郡を超える移転の場合は図面相談の上、変更日の前々月末日までに変更届を提出してください。なお場合によって追加資料を求めることがあります。

※届出書の控え（コピー）は必ず事業所で保管してください

変更・加算・休止・再開・辞退における必要な添付書類一覧（介護老人福祉施設）

※下記一覧はあくまで参考であり、条件によって追加の書類が必要となる場合もあります

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類
●印は、加算をとる場合に必要となる書類（加算がとれない場合は不要）

変更があった事項	事業所に関する変更										LIFE加算										注14	注15	注16	注17	注18	注19	注20	注21	注22	注23	注24	注25	注26	注27	注28	注29	注30	注31	注32	注33	注34	注35	注36	注37	注38	注39	注40	注41	注42	注43	注44	注45	注46	注47	注48	注49	注50	注51	注52	注53	注54	注55	注56	注57	注58	注59	注60	注61	注62	注63	注64	注65	注66	注67	注68	注69	注70	注71	注72	注73	注74	注75	注76	注77	注78	注79	注80	注81	注82	注83	注84	注85	注86	注87	注88	注89	注90	注91	注92	注93	注94	注95	注96	注97	注98	注99	注100	注101	注102	注103	注104	注105	注106	注107	注108	注109	注110	注111	注112	注113	注114	注115	注116	注117	注118	注119	注120	注121	注122	注123	注124	注125	注126	注127	注128	注129	注130	注131	注132	注133	注134	注135	注136	注137	注138	注139	注140	注141	注142	注143	注144	注145	注146	注147	注148	注149	注150	注151	注152	注153	注154	注155	注156	注157	注158	注159	注160	注161	注162	注163	注164	注165	注166	注167	注168	注169	注170	注171	注172	注173	注174	注175	注176	注177	注178	注179	注180	注181	注182	注183	注184	注185	注186	注187	注188	注189	注190	注191	注192	注193	注194	注195	注196	注197	注198	注199	注200	注201	注202	注203	注204	注205	注206	注207	注208	注209	注210	注211	注212	注213	注214	注215	注216	注217	注218	注219	注220	注221	注222	注223	注224	注225	注226	注227	注228	注229	注230	注231	注232	注233	注234	注235	注236	注237	注238	注239	注240	注241	注242	注243	注244	注245	注246	注247	注248	注249	注250	注251	注252	注253	注254	注255	注256	注257	注258	注259	注260	注261	注262	注263	注264	注265	注266	注267	注268	注269	注270	注271	注272	注273	注274	注275	注276	注277	注278	注279	注280	注281	注282	注283	注284	注285	注286	注287	注288	注289	注290	注291	注292	注293	注294	注295	注296	注297	注298	注299	注300	注301	注302	注303	注304	注305	注306	注307	注308	注309	注310	注311	注312	注313	注314	注315	注316	注317	注318	注319	注320	注321	注322	注323	注324	注325	注326	注327	注328	注329	注330	注331	注332	注333	注334	注335	注336	注337	注338	注339	注340	注341	注342	注343	注344	注345	注346	注347	注348	注349	注350	注351	注352	注353	注354	注355	注356	注357	注358	注359	注360	注361	注362	注363	注364	注365	注366	注367	注368	注369	注370	注371	注372	注373	注374	注375	注376	注377	注378	注379	注380	注381	注382	注383	注384	注385	注386	注387	注388	注389	注390	注391	注392	注393	注394	注395	注396	注397	注398	注399	注400	注401	注402	注403	注404	注405	注406	注407	注408	注409	注410	注411	注412	注413	注414	注415	注416	注417	注418	注419	注420	注421	注422	注423	注424	注425	注426	注427	注428	注429	注430	注431	注432	注433	注434	注435	注436	注437	注438	注439	注440	注441	注442	注443	注444	注445	注446	注447	注448	注449	注450	注451	注452	注453	注454	注455	注456	注457	注458	注459	注460	注461	注462	注463	注464	注465	注466	注467	注468	注469	注470	注471	注472	注473	注474	注475	注476	注477	注478	注479	注480	注481	注482	注483	注484	注485	注486	注487	注488	注489	注490	注491	注492	注493	注494	注495	注496	注497	注498	注499	注500	注501	注502	注503	注504	注505	注506	注507	注508	注509	注510	注511	注512	注513	注514	注515	注516	注517	注518	注519	注520	注521	注522	注523	注524	注525	注526	注527	注528	注529	注530	注531	注532	注533	注534	注535	注536	注537	注538	注539	注540	注541	注542	注543	注544	注545	注546	注547	注548	注549	注550	注551	注552	注553	注554	注555	注556	注557	注558	注559	注560	注561	注562	注563	注564	注565	注566	注567	注568	注569	注570	注571	注572	注573	注574	注575	注576	注577	注578	注579	注580	注581	注582	注583	注584	注585	注586	注587	注588	注589	注590	注591	注592	注593	注594	注595	注596	注597	注598	注599	注600	注601	注602	注603	注604	注605	注606	注607	注608	注609	注610	注611	注612	注613	注614	注615	注616	注617	注618	注619	注620	注621	注622	注623	注624	注625	注626	注627	注628	注629	注630	注631	注632	注633	注634	注635	注636	注637	注638	注639	注640	注641	注642	注643	注644	注645	注646	注647	注648	注649	注650	注651	注652	注653	注654	注655	注656	注657	注658	注659	注660	注661	注662	注663	注664	注665	注666	注667	注668	注669	注670	注671	注672	注673	注674	注675	注676	注677	注678	注679	注680	注681	注682	注683	注684	注685	注686	注687	注688	注689	注690	注691	注692	注693	注694	注695	注696	注697	注698	注699	注700	注701	注702	注703	注704	注705	注706	注707	注708	注709	注710	注711	注712	注713	注714	注715	注716	注717	注718	注719	注720	注721	注722	注723	注724	注725	注726	注727	注728	注729	注730	注731	注732	注733	注734	注735	注736	注737	注738	注739	注740	注741	注742	注743	注744	注745	注746	注747	注748	注749	注750	注751	注752	注753	注754	注755	注756	注757	注758	注759	注760	注761	注762	注763	注764	注765	注766	注767	注768	注769	注770	注771	注772	注773	注774	注775	注776	注777	注778	注779	注780	注781	注782	注783	注784	注785	注786	注787	注788	注789	注790	注791	注792	注793	注794	注795	注796	注797	注798	注799	注800	注801	注802	注803	注804	注805	注806	注807	注808	注809	注810	注811	注812	注813	注814	注815	注816	注817	注818	注819	注820	注821	注822	注823	注824	注825	注826	注827	注828	注829	注830	注831	注832	注833	注834	注835	注836	注837	注838	注839	注840	注841	注842	注843	注844	注845	注846	注847	注848	注849	注850	注851	注852	注853	注854	注855	注856	注857	注858	注859	注860	注861	注862	注863	注864	注865	注866	注867	注868	注869	注870	注871	注872	注873	注874	注875	注876	注877	注878	注879	注880	注881	注882	注883	注884	注885	注886	注887	注888	注889	注890	注891	注892	注893	注894	注895	注896	注897	注898	注899	注900	注901	注902	注903	注904	注905	注906	注907	注908	注909	注910	注911	注912	注913	注914	注915	注916	注917	注918	注919	注920	注921	注922	注923	注924	注925	注926	注927	注928	注929	注930	注931	注932	注933	注934	注935	注936	注937	注938	注939	注940	注941	注942	注943	注944	注945	注946	注947	注948	注949	注950	注951	注952
----------	-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

